

近

時ますます人口に膾炙しつつある経営概念として、CSV 投資や ESG 経営、SDGs 政策といった用語を目にしない日はない昨今であるが、その中の CSV について法務業務と交錯する対応事案が昨年身近に発生し、いくつかの気づきを得たことから、手前味噌ではあるが雑感として記してみたい。

CSV とは、競争戦略を超えた「企業収益の実現と社会課題の解決の両立」(=本業の強みを発揮した社会価値と経済価値双方の同時追求)の謂いであり、いささか洋装の趣もあるが、いい換えれば「社会とともに歩む」ということである。(社訓・社是のような形で古くから企業(グループ)における共有理念となっている会社も多い。)その底流にあるのは、ESG や SDGs もそうであるが、ステークホルダーによる企業評価の軸足が業績といった数値のみでは計ることのできない部分にも及び、いわば多様化しつつあるという背景であり、そこで高い評価を得るには、具体的なアクションを伴った取り組みが卓越したレベルに至っているか否かが肝要となってきている。

そ

のための第一歩として現在われわれが取り組んでいるのは、岩手県遠野市における地域創生のための「ビールの里構想」という試みであり(詳しくはネットなどを参照願えれば幸いです)、その実施母体として昨年設立したのが BEER EXPERIENCE(株)という「農地所有適格法人」である。(柳田國男の『遠野物語』で有名な遠野市は国産ホップの日本一の作付面積を誇るどころ、生産の大規模化と効率化や後継者の確保などを通じ、将来にわたる持続的な生産体制を確立すると同時に、地元の大切な資産であるホップの魅力を最大限に活用したまちおこしを実現するというのが、その趣旨である。)

案件当初、いろいろ調べていくと、企業が農業ビジネスに参入するには原則として、①農地所有適格法人方式、②農地リース方式、③無農

地方式(契約栽培や植物工場)の3つのパターンがあることが判明した。①についてはいうまでもなく農地法による厳格な規制があり、地権者との交渉や農業委員会による許可、法定ガバナンスの適切な履行をはじめとして越えるべきハードルが数多く存在する。筆者は本案件の法的サポートを部内の馬力ある若手部員に任せたのであるが、彼は自分ゴトとして目を輝かせて案件に取り組み、見事にそれを完遂した。

法務の眼 Legal Eyesight

CSV と法務、あるいは人材育成について

キリン株式会社
執行役員 法務部長

上野正樹 (Masaki UENO)

本

件は、部門として新たな法務知見やノウハウを蓄積するには、たとえ難事であるとしても本件のような未知の事案に食らいついていくことが重要であることの(あらためての)気づきになったと同時に、そうした案件を(あまり口出しはせずに)若手に任せることの人材育成上の効果について、筆者として蒙を啓かれる経験となった。最近の若い方々が社会課題の解決に関心が高いというのはよく仄聞するところであるが、①やりがい(社会的意義)、②チャレンジ(新たな法領域への挑戦)、そして③周囲からの感謝や人的ネットワークの拡大(承認欲求の実現)といった要素が揃うと若手は化けることを再認識するとともに、なべて人材育成とはそういうことであり、リーダーがいわば使える「ハローワーク」となってそのような機会(異動を含む)を開拓し提供することの責務をあらためて感得した次第である。